

無医村で介護サービス提供の社会資源は唯一この事業体のみであるため、複数事業所の提携による外延的ネットワークは成立しない。ここは単一事業体内での部門増設によって内延的なネットワーク形成を図っていると捉えることができる。C村では丹念な介護サービス提供により県下でも低位の老人医療費を達成したが、これは一面では限界的な社会資源不足の中での危機感の現れであり、厳しい過疎地の現実を裏返したものと捉えられる。

以上、中山間地では医療・保健・福祉の社会資源が不足する中で、競争的ではない地域的な連携体制、すなわち介護ネットワーク形成が行われている。そこでは、複数事業所間あるいは事業所内部での連携、利用者の分担と介護スタッフの適正な動員とによる効率化・高度化が進められ、これに立脚した地域ケアシステムを展望するという方向性が見られる。

(文責 小野智昭)

【行政対応特別研究 [FTA]
特別研究会報告要旨 (2004 年 3 月 10 日)

韓国における野菜の生産・輸出動向と その背景

(南九州大学環境造園学部) 姜 暲求

日本の生鮮野菜の輸入量が 97 年の 573 千トンから、2000 年の 926 千トンへと 1.6 倍になるなかで、韓国産は施設園芸型の果菜類を中心に 7.8 倍に急増した。この背景としては、韓国農政や青果物生産・流通における変化、日本への輸出経路、生産者・輸出業者の特徴ある行動があげられる。

農政の変化

93 年に成立した金泳三政権では、農業を industry と認識、守る農業から攻める農業への転換を図り、特に構造改革や流通革新を掲げ、「新農政 5 カ年プラン」を打ち出した。98 年からの金大中政権においても、前政権に引き続き輸出を意識した政策が進められ、「農

業・農村発展計画」を策定するとともに、99 年には「農業・農村基本法」が制定された。

UR 合意と前後して「農漁村構造改善対策」(91 年 42 兆ウォン)、「農漁村特別税投資計画」(94 年 15 兆ウォン)、「45 兆ウォンの農業・農村投融資計画」(99 年)が次々と実施された。この結果、農林予算の全予算に占める割合が、80 年には 5.4 % だったものが、95 年には 14.8 % へと大幅に増加し、その後再び減少してきている。また、これらの投融資計画における重点投資分野は、前半が生産基盤の整備だったが、後半には流通改革・輸出拡大、親環境農業へと転換してきた。

青果物生産および流通の変化

生産面の変化の大きな要因としては、施設整備の推進、高品質化、主産地形成があげられる。施設整備については、上述のように、数次にわたる対策の実施により、野菜農家におけるガラス温室等の施設整備が急ピッチで進められた。この結果、全農家戸数が減少する状況下にもかかわらず、野菜、果樹農家数は増加、露地栽培に代わり施設園芸が増加した。また、葉菜、根菜、調味菜が減少し、果菜作が増加してきた。生産物の高品質化は、政府による技術支援の寄与が大きい。農業技術院と、韓国独自の制度である地域特化試験場の制度により、高品質生産が推進されている。また、日本の種子の導入により、日本と韓国の品質の差も縮小してきている。この結果、韓国南部を中心に市、郡単位で主産地が形成されてきている。

流通対策が重点的に実施され、日本型流通モデル(産地流通、コールドチェーンによる品質維持等)への移行という改革が行われてきた。集荷、選別、包装を行う産地流通センター、農産物総合流通センターなどの施設の整備が進むとともに、政府および自治体により包装材に対する助成が行われ、規格出荷が定着しつつある。

日本への輸出経路

輸出される青果物は、収穫後共同施設による集荷・選別・包装、予冷を経て、釜山へ輸送される。釜山からはフェリーで海上輸送が行われ、下関、博多港に荷揚げされるのは収穫してからわずか 1 日後である。貨物船のよ

うに入港の順番待ちがないのはフェリー輸送のメリットである。収穫後2日目の夕方～3日目には、日本の店頭と並べられる。生産者と輸出業者間の契約では、品種、品質基準、選別・包装等を取り決めるものの、数量と価格は事後に相互協議によることが多い。

今後の展望としては、長期取引のできる輸出業者が育ちつつあり、長期的観点で見れば日本が韓国市場の一部となることも考えられ、韓国産の青果物の輸入量は短期的に急増することではなく、ゆるやかに増加することになるう。
(文責 久保香代子)

特別研究会報告要旨(2004年3月11日)

現行トレーサビリティ論議の問題点

——生産現場からの指摘——

(ながさき南部生産組合) 近藤 一海
(千葉県山武都市農協) 下山 久信

平成13年4月に「安全・安心情報提供高度化事業」としてスタートしたトレーサビリティ・システム開発・実証事業は、同年9月に発生したBSEにより注目度ならびに緊急度が急増した。平成15年6月には「食の安全・安心のための政策大綱」が発表されて同事業は拡充され、多様な事業実施主体の参加を得て今日に至っている。

トレーサビリティ・システムの必要性については国民的合意が形成されていると思われる。しかし、システム構築に係るコスト負担問題など、その具体化については検討すべき課題が多い。

例えば、3年前から実施されている有機食品検査認証制度はトレーサビリティの先駆事例だが、当初の期待に反する問題が頻発しているため、産地側では認証制度の有効性について疑問視する声が高まっている。

第1は、必ずしも期待どおりの価格プレミアムが獲得できないこと。有機JASマーク付きの有機農産物の店頭小売価格は慣行栽培の

ものより高い。しかし、その差額は流通・小売業者の懐中に入り、産地側に還元されないのが実態。貯蔵性に劣るなど、農産物が有する商品特性のため、価格交渉力において劣位に置かれた産地側は譲歩を強いられる傾向にある。

第2は、認証は圃場単位で行われるため分散錯圃を特徴とする日本では栽培管理記録が膨大な量になること。ちなみに、ながさき南部生産組合(生産者150名)では圃場数約2万筆、記録書類約1万8000枚にも及び、書類づくりに必要な労力(機会費用)は生産者にとって大きな負担になっている。

第3は、認証に多額の費用がかかることである。ちなみに、JA山武都市睦岡支所有機部会(部会員50名)では平成14年に23haが有機圃場として認証されているが、検査員に支払う検査料・旅費・宿泊代、認証機関に支払う審査料など有機JAS認証に係る費用は毎年400万円にも達している。

このように、一般市場流通を前提にして展開される有機食品検査認証制度は、産地側にとって多くの問題を内包している。

平成15年12月1日から「生産情報公表牛肉のJAS規格」が施行され、ICタグなどを利用したシステム開発の話題が新聞紙上を賑わしている。トレーサビリティは今やブーム的状况を呈している。

トレーサビリティは安心を担保するためのシステムと言われるが、昨今のトレーサビリティ論議に欠けているのは、安全そのものを担保しようとする視点である。

ながさき南部生産組合では、トレーサビリティを云々する前に安全を担保しうる生産基準を策定し、土壌に残留しやすい農薬や人体・環境への毒性の強い農薬をリストアップし、それら「問題農薬」を使用しないようにしている。

スーパーの店頭で商品ロット番号などを入力すると、当該商品の生産履歴や生産者の顔写真がパソコン画面に表示されるといったことが話題になっているが、消費者にとって真に有用な事柄は「問題農薬」を使用しないこと、さらに言えば、安全な有機農産物を普及させることであろう。